

令和2年度第1回人権擁護審議会

- 日時 令和2年8月28日(金) 午後2時00分～3時15分
- 場所 市役所西庁舎 3階大会議室
- 出席 別紙名簿のとおり
- 事務局出席者 市長 副市長 総務部長 総務部次長
人権擁護課長 課長補佐 主幹

1. 開会 人権擁護課長 進行

- ・市長あいさつ
- ・委嘱状および資料確認(進行より)
- ・自己紹介(名簿順に)

2. 協議事項

(1) 会長・副会長の選出について(事務局提案で異議なし)

- ・会長 井上 明保 委員
- ・副会長 妻木 進吾 委員
- ・会長・副会長あいさつ

○市長から同和対策審議会会長へ諮問

諮問書を市長から会長へ手渡し、市長が朗読(その後市長退席)

○会長

それでは早速、協議事項に入る。今、本審議会に諮問をいただいた。今回の会議は、市長からの諮問を踏まえ、湖南市の新たな人権に関する総合計画策定について審議を行うことになる。

それでは議題(2)人権関連計画概要と現計画の延長について、事務局から説明を。

(2) 人権関連計画の概要と現計画の延長について

資料3～4について事務局から説明

○会長

ご質問、ご意見等があれば、挙手のほどよろしく願います。

【意見・質問】

○委員

先ほど資料3-1で、いわゆる人権擁護総合計画、その他、基本計画とあり、たくさんの項目がある中で、重点項目はどれか。

それから、進捗管理をしていきたいという話の中で、進捗管理はどのようなふうに進めていく予定か。進捗管理と重点項目がたくさんあり、手つかずになったりする可能性があるので、重点項目をどのように考えているか。

○事務局

重点項目については、整理できていない部分もあり、次回の審議会までには骨子案としてまとめてお示しする予定。進捗管理については、現在の計画にも記載はあるが、次期計画では、適切に定期的に管理し、皆様にお示しできるよう、その部分についても今回の計画で定めていきたい。

○会長

重点項目については、次回の審議会には、報告をいただくということ。進捗管理については、どのように行っていくか、これから検討をしながら皆様に分かりやすいような形を次回には説明をいただくということでしょうか。

【異議なし】

それでは、事務局から提案説明のあった通り、新計画が策定されるので、これらの計画期間が延長されることで、よいか。

【異議なし】

○会長

皆さん、異議なしということで、よろしく願います。
続いて、3、新しい人権に関する総合計画について、事務局から説明を、よろしく願います。

(3) 新しい人権に関する総合計画について

資料5、6について事務局から説明

○会長

何かご質問、ご意見等あれば、願います。

【意見・質問】

○委員

人権の項目について、今日、人権課題は17項目、現在コロナウイルスの差別を加えると18項目。そういった課題について、視点を当てるのか、当てないのか、お聞きしたい。

○事務局

取り上げる各課題については、人権擁護審議会の全体会議の方で審議をしていただく。どの課題を入れるのかなど含めて、今後、審議していただきたい。

○会長

他に何か質問等あるか。専門部会の方も、事務局案でよいか。この案ではなくて、別の部会に行きたいとか、そういった意見があれば、挙手をお願いしたい。よろしいか。

【異議なし】

事務局からの提案を了解いただけたので事務局の方で進めていただきたい。「人権擁護総合計画」「同和対策基本計画」「人権教育推進計画」「人権同和・福祉計画」の4つの計画については「人権擁護総合計画」をベースとする一つの新しい計画としてまとめ上げていくということで、本審議会において審議をすすめてまいりたい。また、今回の「人権総合計画」で統一される計画についてのそれぞれの計画の分野に応じた専門部会を設置することにする。部会の構成案については、さきほど事務局案のとおり。皆様の各部会での検討をよろしく願います。最後に3.その他の事項について、何かあるか。

3. その他

○委員

いろいろな場所で話をしているが、先ほどの説明のとおり「部落差別解消推進法」ができた。資料 4-1 の 73 ページ、市民調査の報告書の中で、「部落差別を受けたり、部落差別の現場に出会った経験」の項目があるが、「差別を受けたことがある」が 0.3%、「差別を受けたことはないが差別に出会ったことがある」が 4.5%、「特になし」が 85.5%となっているが、これは実態を反映していない。例えば、インターネットを見たら、おそらくほとんどの部落の人が差別されている。そのことを、部落の人が知らない。だから、アンケートでこういう形で数字には出てくる。いろいろな研修会で、インターネットの差別について話を聞く機会があるが、概ね、インターネットでこのようなことが起こっていますという紹介で、最後に講師の方が「だから一生懸命取り組んでください」という話になるが、具体的にどう取り組んでいくか、あまり出ていない。インターネットにはあまりにもひどい状態があると思う。部落差別をなくすためにできた法律には「同和」という言葉が使われていた。「同和対策審議会」「同和対策措置法」。ところが、今回は「部落」という言葉を使っている。「同和」という言葉は、この言葉が出てきた背景も含めて、個人的にはあまり好きではない。ちょっと話がそれたが、このネットの差別をなくすために、きっちり対応ができる場所、考えられる場所が必要ではないかと思っている。

○会長

今、こういうことが必要だという状況と提案をいただいた。事務局どうか。

○事務局

インターネット等による人権侵害については、前回、平成 21 年 3 月に策定した湖南省人権擁護総合計画の中にも、37 ページで触れている。ただ、10 数年前と、状況も変わってきているので、十分ご審議をいただいて、良い内容にしていければ良いと考えている。委員の皆様によりしくお願いしたい。

○会長

他に、何か。

○事務局

事務局から 1 点。傍聴についてお諮りをしたい。市の審議会につきましては傍聴可が原則で、本審議会についても、第 2 回より傍聴可とし、周知することを考えているが、委員の皆様いかがか。コロナの状態もあり、これ以上たくさんの方が入ることについても委員の皆様のご意見を頂戴したい。

○会長

傍聴可という基本原則はあるが、今の情勢のコロナを考えてご意見等願います。特に意見等ないといった状況であれば、次回の会議からコロナの情勢を鑑みた中で、事務局の方で判断をお願いし、傍聴を設けるということで異議ないか。

【異議なし】

それでは、事務局の方で準備について願います。

○事務局

はい。では傍聴も検討し、困難な場合は議事録をホームページに公開し、それをもって、変えさせていただくということもあるということとする。

○会長

それでは、本日の協議事項はすべて終了した。事務局にお返す。

閉 会

○事務局

次回の会議について、事務局案で11月9日月曜日の午後2時から、場所は西庁舎大会議室で考えている。ご都合の悪い方が多い場合、再度調整したい。ご都合のつかない方、9月10日までに事務局の方にご連絡をお願いしたい。

それでは2020年度第1回、人権擁護審議会を閉会させていただく。ご審議ありがとうございました。

会議終了 午後3時15分